

議案第79号

補償金等請求事件に係る和解について

次のとおり補償金等請求事件に係る和解をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年3月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

東京都墨田区 企業

2 和解の要旨

- (1) 和解の相手方は、解決金72,000,000円を県に支払うものとする。
- (2) 県は、その余の請求を放棄するものとする。
- (3) 県と和解の相手方は、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほか何ら債権債務のないことを相互に確認するものとする。
- (4) 訴訟費用は、各自の負担とするものとする。

3 事件の概要

布勢総合運動公園内陸上競技場の全天候舗装材の浮き上がりについては、和解の相手方が平成14年から平成15年までに施工した工事の瑕疵に起因するものとして、163,721,250円の支払いを求める訴えを提起しているところである。

この度、鳥取地方裁判所から和解の相手方が解決金を支払うことにより紛争を終わらせ

るという和解案が提示され、県の主張について一定程度理解が示された内容であるため、これに応じようとするものである。